

標準服等の着用方法について

志布志市立潤ヶ野小学校

I 標準服の着用について

(1)年間を通じ、夏服または冬服の標準服を着用する。

(2)着用期間<目安期間>

ア 夏服： 6月～10月（準備期間 5月末2週間）

イ 冬服：11月～ 5月（準備期間10月末2週間）

※ 夏服または冬服の着用期間であっても、気候により自主的に更衣をしても構わない。

但し、更衣による薄着、厚着、重ね着等により体調をくずすことがないように注意すること。

(3)シャツの着用について

ア 男子：白のシャツ

イ 女子：白のブラウス

※ 白のポロシャツを着用しても良い。

※ 学校内外の儀式や発表会等に出席・参加する場合には、男子は白のシャツ（白のポロシャツ可）と、女子は白のブラウス（白のポロシャツ可）を着用し、男女とも白のスクールソックスを着用する。

2 着用についての留意点

(1)冬の寒い時期の登下校時のみ、マフラー、ネックウォーマー、手袋、長ズボン、タイツを着用できる。

※ 教室内では、着用できない。

※ マフラー、ネックウォーマーを着用するときは、安全に十分気を付ける。

(2)冬服の下にセーターやベスト、トレーナーを着用してもよい。

※ 色は、紺色、白色、灰色等、派手でないものにする。

※ セーター・トレーナーなどは、シャツのえりがかくれないものにする。

※ トレーナー姿で校舎内を歩かない。

(3)冬季の体育の時には、長袖の体育服や体育服の下に長袖の肌着を着たり、体が温まるまで体育服の上から運動に適した長ズボン・トレーナー・手袋を着用したりしてもよい。

(4)体調・健康上の理由から、学校内・外での学習中に防寒着の着用を必要とするときは、連絡帳等で担任に連絡してもらう。

※ タイツも防寒着の一つと考えるが、脱ぎ着が難しいため、体調・健康上の理由から運動できないときに限り着用させるようにする。

3 学校内の座布団、使い捨てカイロ等の使用について

(1)冬季は、座布団、膝掛けを使用しても構わない。

ア 机や椅子の大きさを考慮し、学習や活動の妨げにならない大きさのものにする。

（教室では、紐やゴムを付けたものを使用できるよう、保護者へ依頼する。）

イ 使用するときは、安全に気を付けて使用する。

ウ 使用しないときは、鞄だななどに片付ける。

(2)学校内の使い捨てカイロの使用はできない。

※ 健康上使用を必要とする場合は、担任に相談してもらう。